

道路反射鏡（カーブミラー）設置基準

利府町 総務部 危機対策課

1 はじめに

この基準は、利府町が道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）を設置する場合に適用するものです。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点やカーブにおいて、自動車の運転者による直接目視での確認が困難な場合に、安全確認の「補助施設」として、事故防止を目的に設置するものです。

カーブミラーは遠近感が分かりにくい、鏡面に死角が生じるなどの特性を有していることから、カーブミラーを過信せず、直接目視で安全確認を行うことが大切です。

2 カーブミラーの設置について

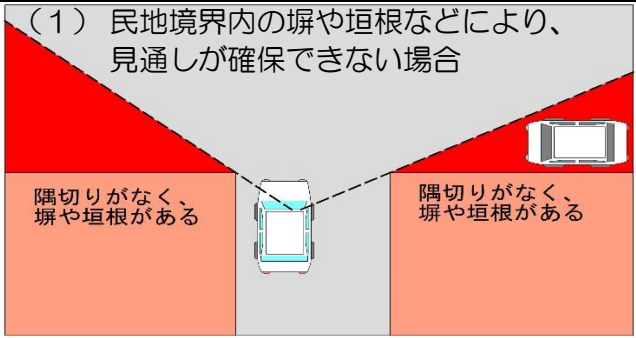
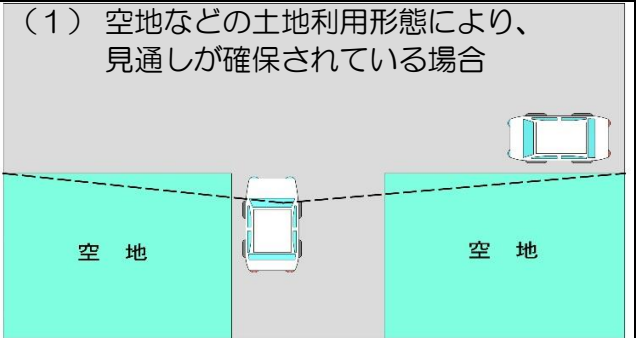
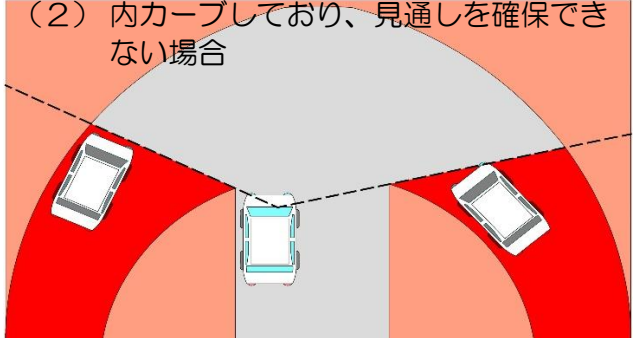
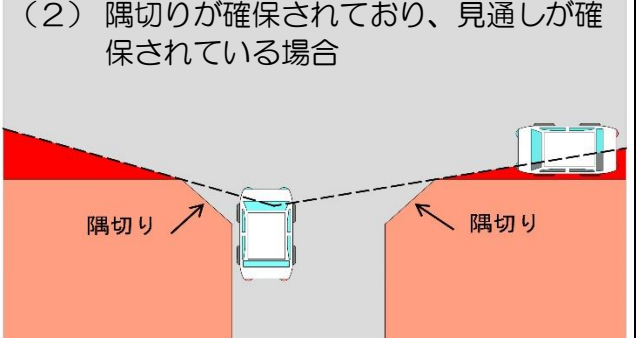
カーブミラーの設置にあたっては、町内会等の要望に応じて現地を調査し、自動車が一時停止し、徐行しても直接目視での安全確認が困難と判断した場合、かつ、設置基準を満たしている場合に検討します。そのため、直接目視での安全確認が可能な場所、設置基準を満たしていない場所への設置はできません。

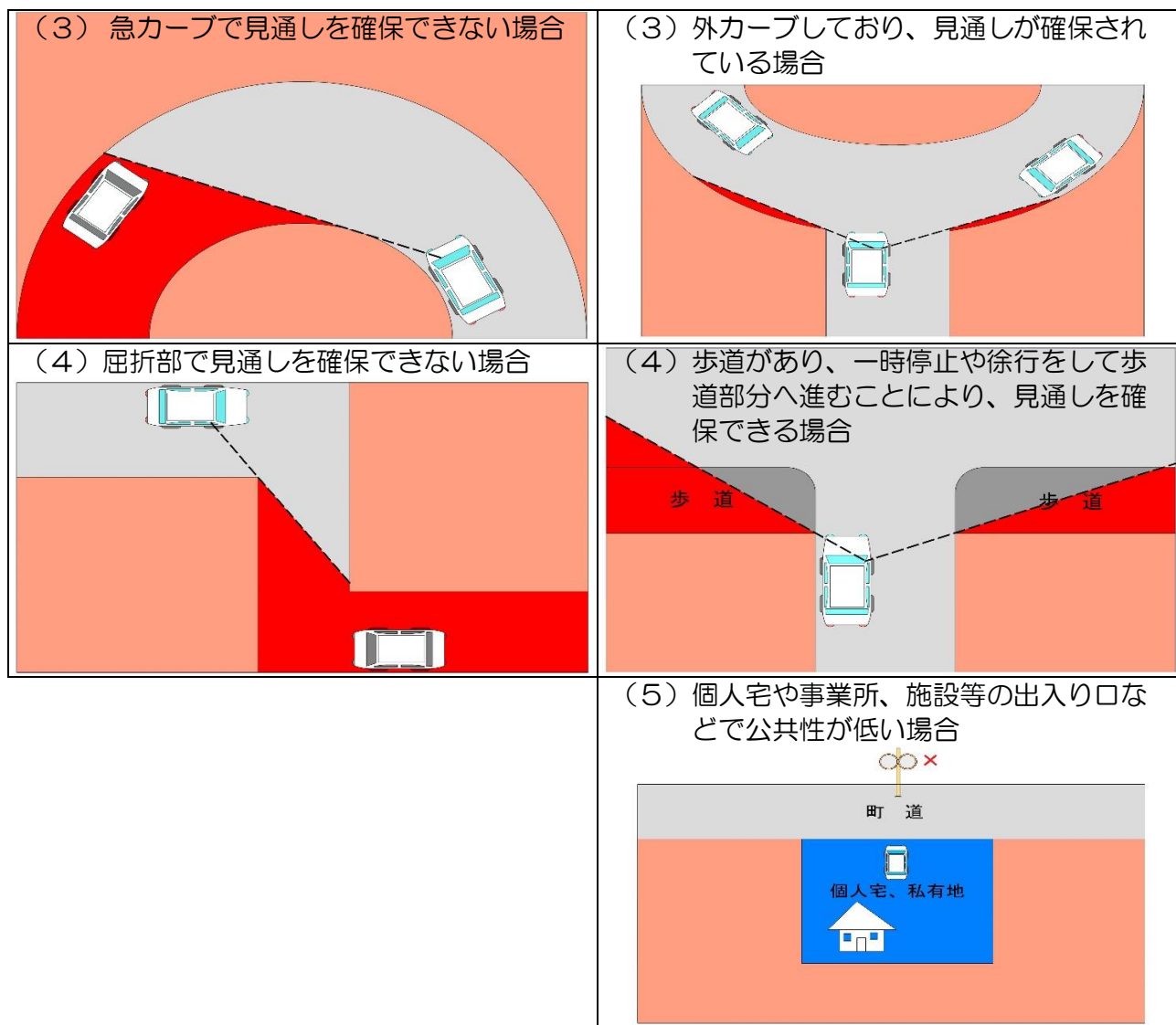
なお、設置しないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、交差点マークや白線等の路面標示を提案する場合があります。

（１） 設置基準

- ① 一時停止または、徐行しても見通しを確保できない。
 - ② 対面道路の通過車両が多い。
 - ③ 道路用地内に設置可能で有効幅員が確保できる。有効幅員が確保できない場合、土地所有者からカーブミラー設置に対する承諾がある。
- ※原則として私有地にカーブミラーの設置は行わないものとする。

（２） 一般的な設置の判断基準

設置を検討する例	設置しないと判断する例 (法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)
(1) 民地境界内の塀や垣根などにより、見通しが確保できない場合 	(1) 空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合 
(2) 内カーブしており、見通しを確保できない場合 	(2) 隅切りが確保されており、見通しが確保されている場合 



3カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去場合があります。

- (1) 私有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- (2) 道路整備などにより、見通しが確保された場合。

4私有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等について

私有地内の形状変更（出入り口等の変更）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合には、原因者負担（自費工事）での対応となります。また、自己都合による公共物の形状変更等についても、管理者の判断のもと、同様に原因者負担（自費工事）での対応となります。